

第 3 章 第 2 次 計 画 の 評 価

第 1 節 減量化目標の達成状況

第 2 次計画の減量化目標は、平成 22 年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成 20 年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

1 一般廃棄物（ごみ）

（1）排出量

平成 20 年度は 95.3 万トンであり、既に計画目標 96.0 万トンを達成していません。減少要因としては、生活系ごみでは、ごみの指定袋制度¹やごみ処理の有料化などの経済的手法に加え、出前講座、説明会、イベント等による住民の意識向上によるものが考えられます。また、事業系ごみでは、ごみ処理の有料化などが考えられます。

（2）再生利用量

平成 20 年度は 20.4 万トンであり、計画目標 24.0 万トンの達成は困難な状況にあります。容器包装リサイクル法による取組の拡大や、新たな手法（焼却灰のセメント原料化等）の導入などにより取組は進んでいますが、達成困難な主な要因としては、市町の回収統計量に反映されない別ルートでの資源化（集団回収、持ち去り行為等）などが考えられます。

（3）最終処分量

平成 20 年度は 11.0 万トンであり、既に計画目標 13.0 万トンを達成していません。減少要因として、人口減少に伴う排出量の減少や中間処理量の増加に伴う埋立量の減少が考えられます。

第 6 表 第 2 次計画の減量化目標(一般廃棄物(ごみ))

単位:万トン

区 分	平成 17 年度 実 績		平成 20 年度 実 績			平成 22 年度 計画目標	
	排出量に 占める割合		排出量に 占める割合	計 画 目 標 比		排出量に 占める割合	
排 出 量	106.6		95.3	0.7%		96.0	
再生利用量	21.4	20.1%	20.4	21.4%	15.0%	24.0	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	11.0	11.5%	15.4%	13.0	13.5%

(注) : 計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)
: 計画目標値を超えている(目標を達成していない)

1 指定袋制度：市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法のひとつ。

2 産業廃棄物

(1) 排出量

平成20年度は1,396万トンと、計画目標1,453万トンを既に達成しています。

しかしながら、県内への産業の集積及び今後の経済活動の動向を踏まえた場合、更に廃棄物の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

(2) 再生利用量

平成20年度は1,001万トンと、計画目標1,001万トンを既に達成しており、再生利用率で見ても71.7%と、計画目標68.9%を上回っています。

再生利用率が目標値を上回った要因としては、鉱さい、ばいじん、汚泥のセメント原料化やがれき類の資源化が進んできたことが上げられます。

(3) 最終処分量

平成20年度は53万トンと、計画目標47万トンを達成していません。

これは、再生利用率が上昇したものの、鉄鋼業の生産量の増加に伴った鉱さいの排出量の増加が影響したものと考えられます。

今後は、引き続き、再生利用率の向上を図るなど、最終処分量の削減対策に取り組む必要があります。

第7表 第2次計画の減量化目標(産業廃棄物)

単位:万トン

区 分	平成17年度 実 績		平成20年度 実 績			平成22年度 計画目標	
	排出量に 占める割合		排出量に 占める割合	計 画 目 標 比		排出量に 占める割合	
排 出 量		1,357	1,396	3.9%		1,453	
再生利用量	68.1%	924	71.7%	0.0%	68.9%	1,001	68.9%
最終処分量	4.4%	60	3.8%	12.8%	3.2%	47	3.2%

(注) : 計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)

: 計画目標値を超えている(目標を達成していない)

第2節 施策の実績・効果

1 循環型社会の実現に関する施策

(1) リサイクルの推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業、産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業及び循環型社会形成推進機能強化事業などを実施し、事業化6件（平成15年度からの累計）の研究開発実績が得られるとともに、年間13万5千トン（平成15年度からの累計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われました。

(2) エコタウン構想の推進

びんごエコタウン構想²に基づいて、「びんごエコ団地」の整備（6区画）や分譲（2区画）を実施しました。

また、引き続き、福山リサイクル発電事業を実施し、可燃ごみからの熱回収などを広域的・効率的に行うことで、ダイオキシン類・CO₂の削減等環境対策及び資源・エネルギー対策を推進しました。

(3) 環境意識の向上及び自主的行動の推進

広島県環境学習推進実施計画に基づいて、環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー³等の人材養成（平成21年度末現在：環境保全アドバイザー292名）を行うとともに、環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の普及啓発を図りました。（環境学習講師派遣実績：平成20年度 31回、平成21年度 39回）

ひろしま地球環境フォーラム⁴等の環境保全団体と連携し、事業者・地域・家庭における3R推進運動等の自主的な取組や、企業等を対象とした環境マネジメントシステム⁵導入促進事業（平成21年度末現在：エコアクション21⁶認証取得事業所112事業所）を実施しました。

(4) 環境基本計画等の策定の促進

県・市町で設置する「環境行政総合調整会議⁷」等において、市町による環境基本計画等の策定への技術的な支援を行い、平成21年度末現在で県内23市町のうち13の市町で計画が策定されました。

-
- 2 びんごエコタウン構想：平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。
 - 3 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして登録し、地域での活用を促している。（県の独自制度で平成6年度から実施）
 - 4 ひろしま地球環境フォーラム：地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
 - 5 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続等を「環境マネジメントシステム」という。
 - 6 エコアクション21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。
 - 7 環境行政総合調整会議：県、市町などで構成し、市町の環境行政の諸課題に係る検討及び技術的調整等を行う会議。

(5) 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、率先的な取組を推進するため、「広島県環境配慮推進要綱」や「広島県グリーン購入方針」に基づき、公共工事や物品等の購入においてリサイクル製品を優先する環境配慮の取組を推進しました。

2 一般廃棄物に関する施策

(1) 発生抑制及び減量化

ア 生活系ごみの減量化等の推進

市町と連携して、ごみ分別排出の徹底や3R等推進の啓発を実施するとともに、ごみ排出量の状況やごみ収集有料化の導入状況等について、市町に情報提供を行うなど、ごみの減量化に向けた市町の取組を支援しました。

第8表 生活系ごみの排出状況

区分	H17	H20	対17年度比
生活系ごみ	66.1万t	60.8万t	8.0%

また、平成21年8月に、消費者団体、事業者、行政で「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」を締結し、同年10月から県内でレジ袋の無料配布を中止しました。(平成21年度末現在：協定締結事業者数26事業者、約400店舗)

イ 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみについて、ごみの分別の状況及び有料化の状況を市町に情報提供するなど、市町の取組を支援しました。

第9表 事業系ごみの排出状況

区分	H17	H20	対17年度比
事業系ごみ	40.5万t	34.5万t	14.8%

ウ 分別排出の徹底

ごみの減量化及びその適正処理の取組が円滑に実施できるよう、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針⁸(平成19年6月環境省)」について市町に情報提供し、市町の取組を支援しました。

エ 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法に基づき、平成20年4月を始期とする広島県分別収集促進計画(第5期)を策定・推進するとともに、法の概要等について県ホームページに掲載し、分別排出の必要性を県民へ周知しました。

8 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示したもの。

オ ごみ処理の有料化の導入

市町に対し「一般廃棄物処理有料化の手引き⁹（平成19年6月環境省）」について説明を行うとともに、ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援しました。

第10表 生活系ごみの有料化の状況(可燃ごみ,大型ごみ等の有料化)

区分	H17	H18
実施市町数	13	18
実施割合	56.5%	78.3%

カ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

一般廃棄物の処理に係る事業コストの分析及び評価を行い、その能率的な運営を推進するため、市町に対し「一般廃棄物会計基準¹⁰（平成19年6月環境省）」について説明するとともに、市町の取組を支援しました。

(2) 適正処理対策の推進

国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」について、市町・関係一部事務組合へ周知し、取組を推進しました。

また、市町が漁協と連携して実施する海ごみの回収処理等を支援しました。

(3) 処理施設の確保

既存施設の耐用年数・老朽化の状況などを勘案しながら、市町のごみ処理施設整備を支援し、焼却施設の新設・更新や灰溶融施設の導入を促進しました。

また、廃棄物発電やエネルギー利用技術の導入を通じた未利用エネルギーの利用を促進しました。

(4) 生活排水対策(し尿等)の推進

広島県污水適正処理構想¹¹(平成16年3月改定)に基づいて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を推進することにより、污水处理人口普及率は年々上昇しています。(平成21年度:81.3%)

浄化槽の適正管理推進のため、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施について、パンフレットの配布等による啓発を実施しました。

法定検査(浄化槽法第11条に基づく定期検査)の受検率については、年々上昇しているものの、平成21年度は42.7%となっています。平成18年度に法定検査の受検率の向上等を図るため、検査体制を複数化(2法人体制)しており、法定検査機関及び市町と連携して法定検査の促進に取り組みました。

9 一般廃棄物処理有料化の手引き:市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

10 一般廃棄物会計基準:一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

11 広島県污水適正処理構想:し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理手法の県の最適化計画のこと。

第11表 浄化槽法定検査機関

名 称	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
公益法人の設立	昭和56年3月4日	平成18年12月18日
検査機関の指定	昭和61年3月27日	平成19年2月28日

(5) 災害廃棄物対策の推進

災害時に多量発生する災害廃棄物の処理のために、市町における水害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理計画の策定支援を行いました。

3 産業廃棄物に関する施策

(1) 発生抑制及び減量化

産業廃棄物の埋立抑制や3R（発生抑制，再使用，再生利用）の推進を図るため、平成15年4月から経済的手法として産業廃棄物埋立税を導入し、その税収を活用して「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」などに取り組みました。

(2) 適正処理対策の推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、不法投棄監視体制の強化や産業廃棄物処理業者の情報公開、市町が実施する地域の廃棄物対策などを支援し、適正処理の徹底に努めました。

また、排出事業者や処理業者への立入検査を実施するとともに、マニフェスト制度の徹底及び電子マニフェスト¹²の普及を促進しました。

ダイオキシン類¹³の削減対策として、産業廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の遵守を徹底するとともに、恒久基準に適合していない施設については、施設の改善又は廃止などについて指導しました。

有害なアスベスト¹⁴廃棄物、PCB¹⁵廃棄物、感染性廃棄物¹⁶については、立入検査等により適正な保管及び処理を指導しました。アスベスト廃棄物対策については、環境モニタリングを実施し、適正な処理の指導を実施するとともに、県内処理体制を整備するため、民間事業者が実施する無害化処理技術の開発・実証試験の支援に取り組みました。

12 マニフェスト、電子マニフェスト：マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

13 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）のようにダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制できるとされている。

14 アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保湿材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト（廃石綿）とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）がある。

15 PCB（Polychlorinated Biphenyl）：環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

16 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。また、在宅医療が普及し、家庭で注射や点滴など医療機関と同様の措置が行われる事例が多くなっているため、家庭や地域から排出される感染性廃棄物の処理が問題となっている。

また、P C B 廃棄物対策については、事業者に適正な保管を指導するとともに、保管されている P C B 廃棄物の適正処理を促進するため、平成 1 3 年度から独立行政法人環境再生保全機構の P C B 廃棄物処理基金¹⁷に毎年度 4 千 5 百万円を拠出しています。

(3) 処理施設の確保

産業廃棄物最終処分場を確保するため、広島地域（出島地区）において、公共関与による新たな最終処分場の整備に取り組んできました。

4 不法投棄防止対策

不法投棄監視体制の強化

不法投棄の早期発見・早期解決を図る観点から、「不法投棄 1 1 0 番・ファックス」を設置して、県民から不法投棄に関する情報を幅広く収集してきました。

平成 1 5 年度に、県環境部に警察官等（ 2 名）で組織する不法投棄対策班を設置（平成 1 7 年度に 2 班体制）し、不法投棄監視体制の構築・強化を図りました。また、厚生環境事務所毎に関係機関、団体が参画した地区不法投棄等防止連絡協議会を設置し、不法投棄監視体制の強化を図りました。

更に、警察本部・海上保安本部等と連携し、陸域・海上・上空からの定期的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見や重大事案の解決に向けた取組を実施しました。

17 P C B 廃棄物処理基金：国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）の P C B 廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管する P C B 廃棄物の処理費用の軽減及び P C B 廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果

1 産業廃棄物埋立税の概要

産業廃棄物の排出抑制等を図るため、平成15年4月から5年間の時限措置として産業廃棄物埋立税制度を導入し、平成20年4月から5年間延長しました。

第12表 産業廃棄物埋立税制度の概要

区分	内容
目的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税率	1,000円/トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
課税期間	第1期：平成15年4月1日～平成20年3月31日 第2期：平成20年4月1日～平成25年3月31日
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	

(注) 1 経済的インセンティブ：税負担の経済的手法により、廃棄物の排出抑制を図ること。

2 特別徴収方式：最終処分業者を特別徴収義務者と定め、その特別徴収義務者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、県に申告納入する方式。

2 税収を活用した積極的な事業展開

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を進めるための施策を行いました。

リサイクルの推進

産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業、循環型社会形成推進機能強化事業による研究開発や産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業による施設整備を実施し、事業化6件（平成15年度からの累計）の研究開発実績や、年間13万5千トン（平成15年度からの累計）の廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われています。

廃棄物対策の推進

不法投棄監視体制強化事業や地域廃棄物対策支援事業などを実施し、不法投棄対策を推進するとともに、産業廃棄物最終処分場高度監視事業により産業廃棄物処分場の不適正処理の監視などを行っています。

自主的環境活動の支援

事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業や各種環境学習事業を実施するなど、事業者や県民の自主的取組を促すための廃棄物に関する意識啓発や実践活動を行っています。

第13表 産業廃棄物埋立税活用事業一覧

区分	事業名 (H19~21年度)	主な効果・実績 (H19~21年度)
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 リサイクル製品使用促進事業 循環型社会形成推進機能強化事業 びんごエコ団地企業立地支援事業 (H20~) リサイクル産業進出可能性調査事業 (H21) 地域エネルギーネットワーク推進事業 (H19~20) バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出抑制リサイクル研究開発事業化件数1件 (H18までに1件あり。) 循環型社会形成推進機能強化事業事業化件数2件 リサイクル施設整備助成件数6件 (整備済の処理能力3.5万t/年) 県工事における登録リサイクル製品の使用量 H19~20: 133,415t びんごエコ団地の造成工事・公募分譲整備5.8ha 分譲2.0ha
廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (H20~) 瀬戸内海水環境改善検討事業 (H21) 公共関与による新規廃棄物処分場整備事業 (H21~) 地域廃棄物対策支援事業 不法投棄監視体制強化事業 産業廃棄物行政情報管理システム整備事業 (H21) 産業廃棄物処理情報管理推進事業 産業廃棄物処理実態調査事業 (H19~) 産業廃棄物最終処分場高度監視事業 (H19~21) P C B 廃棄物処理促進事業 (H19~) 海域環境改善調査事業 (H19~) 不法投棄防止パトロール事業 (H20~21) 廃棄物処分場緑化等環境整備事業 (H21~) ダイオキシン類等対策事業 (H20) アスベスト対策推進事業 (H19~20) 排出事業者適正処理対策事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者講習会の実施 優良な産業廃棄物処理業者の育成 H19~21: 69件 市町への不法投棄対策経費の助成 不法投棄対策班 (現職警官及び警察官OB) による不法投棄監視活動等の実施 産業廃棄物処理業者の許可, 行政処分等の情報管理システムの整備 小型ヘリコプターによる産業廃棄物最終処分場の高度監視 P C B 廃棄物処理計画の策定及び周知並びに適正処理の指導 車両, 船舶及びヘリコプターによる定期的なパトロール等による不法投棄等の未然防止の実施 公共関与と処分場の緑化等の環境整備の実施 アスベスト廃棄物処理施設等への立入及び適正処理の指導の実施
自主的環境活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動支援事業 (H21~) 事業者への環境マシンの導入促進事業 (~ H20) 県民エコ運動支援事業 (H20) エコ事業所支援事業 (H20) 環境学習モデルタウン事業 (H19~H21) 環境基本計画等推進事業 (H20) 産学官連携協力推進事業 (H19) 環境学習ライブラリー推進事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ひろしま地球環境フォーラムと連携した, 事業者・地域・家庭における自主的取組の支援 環境学習指導者の育成や環境学習に積極的な市町に対する支援の実施 環境月間行事 (「環境の日」ひろしま大会) 等の実施 市町による環境基本計画策定を促進 エコアクション2.1導入に向けた支援事業の実施 こどもエコクラブの育成 大学環境ネットワーク協議会と連携した環境学習等の実施

3 産業廃棄物埋立税の導入効果

全般的に見ると,平成20年度の産業廃棄物の排出量は,第2次計画の計画目標である排出量1,453万トンを下回っており,最終処分量も計画目標は未達成ながら平成17年度実績の60万tを12%下回っています。

第14表 計画目標の達成状況(産業廃棄物)

単位:万トン

区分	平成17年度実績		平成22年度計画目標		平成20年度実績		備考
	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	
排出量	1,357		1,453		1,396		達成
最終処分量	60	4.4%	47	3.2%	53	3.8%	未達成

詳細に解析した結果は,次の(1)から(4)までのとおりです。

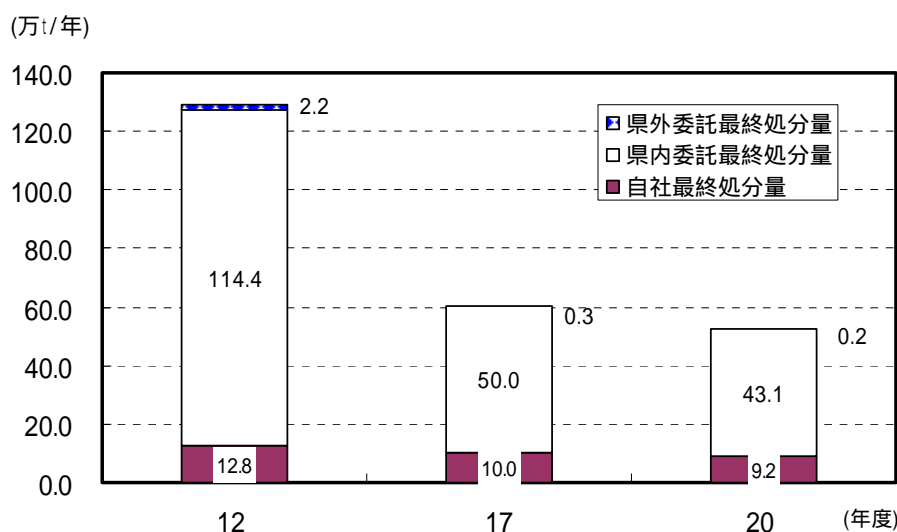
(1) 県内処分場における最終処分量の推移

県内の最終処分場で処分された最終処分量の推移を見ると、税導入により県内処分場への搬入抑制が図られ、最終処分量は税導入前の概ね半分となったことが分かります。

内訳を見ると、税徴収対象外（自社処分場での処分）のものは、税導入前後ともにほぼ横ばいで推移しているのに対し、税徴収対象のものは税導入後大幅に減少し、税導入前の概ね半分となっています。

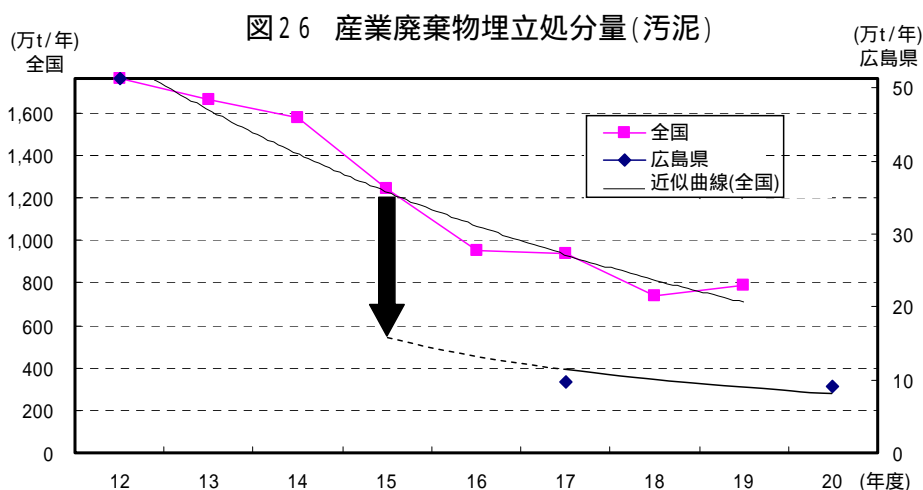
なお、導入後、平成17年度と平成20年度は、ほぼ同じ傾向にあります。

図25 産業廃棄物最終処分量推移



(2) 全国との比較

全国的に一番排出量が多い汚泥の埋立処分量について、全国の最終処分量は着実に減少していますが、広島県では税導入以降急激に減少しており、税導入の影響を受けていると考えられます。（汚泥は全業種から排出されるため、各種リサイクル法施行などの影響を排除しやすい種類）

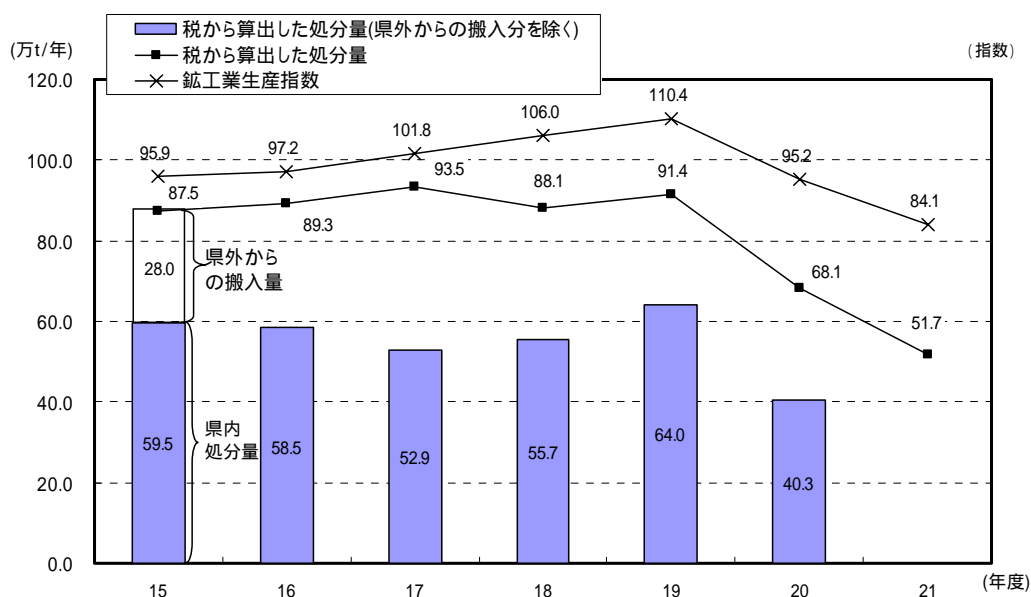


(3) 産業廃棄物埋立税から見た処分量と生産活動との比較

税導入された平成15年度以降，県内の処分場に最終処分された量は，ほぼ一定で推移していましたが，平成20年9月のリーマンショック以降における世界的な景気悪化の影響により平成20年度は2割程度減少しています。

これは，徴税効果により，平成15年度以降排出抑制効果が継続しているものの，平成16年度以降の新たな抑制効果は減少しているためと考えられます。

図27 産業廃棄物埋立税から見た処分量の推移



(4) まとめ

総合的に判断して，平成17年度以降，急激に最終処分量が減少しているのは，税導入による効果が高いためと判断されます。

時間の経過とともに，最終処分量の減少幅が小さくなってきていますが，徴税効果は継続しており，今後も税など，排出抑制に繋がるなんらかの経済的インセンティブが必要と考えられます。

課税期間が終了するまでに，外部有識者等により税充当事業の効果について検証するとともに，税制度のあり方について検討する必要があると考えられます。